

# 第5章 欧米の高等教育システム構築

## —政策の視点：フランスの高等教育—<sup>1</sup>

大場 淳\*

### 1. フランス高等教育の概要

フランスの高等教育は、日本同様に大衆化（ユニバーサル化）の時代を迎えている。学生数は過去数十年間に大幅に拡大し（図1），1960年に31万人だった高等教育在籍者総数は，40年後の2000年には7倍の216万人に達した。ちなみに，同期間の日本における大学・短期大学在籍者数の拡大は5倍である。2006年秋現在の高等教育機関在籍者総数は229万人であり，そのうちの147万人は大学に在籍している。大学外の高等教育機関では，高等学校（lycée）<sup>リセ</sup>附属の高級技術者養成短期高等教育課程（STS）に24万人，<sup>グランド・ゼコル</sup>高等学院予備級（CPGE）に8万人，その他の高等教育機関（教員養成校や技師養成校，商業学校等）に50万人がそれぞれ在籍している。

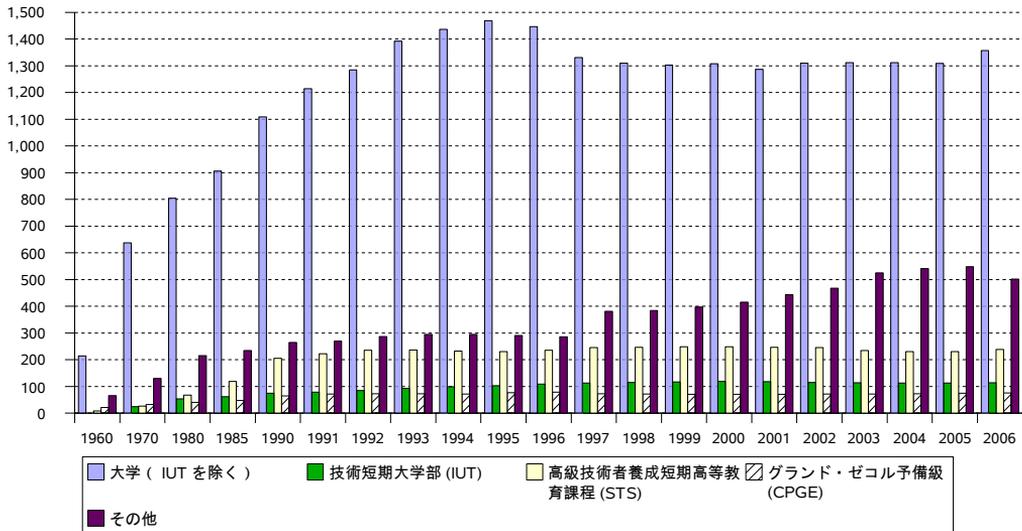


図1. 高等教育機関在籍学生数の推移（千人）

出典：国民教育省

フランスの高等教育の主たる特徴としては，国の役割が大きく学生の大半が国立の高等教育機関に在籍していること，大学と大学以外の高等教育機関が並立し且つ後者（一部の

\*広島大学高等教育研究開発センター，助教授，e-mail：oba@hiroshima-u.ac.jp

グランド・ゼコール  
高等学院)がエリート養成の主たる機能を有していること、国が行う高等教育(主として大学)は公役務(service public)とされ、有資格者(バカロレア保持者)の進学が無選抜制や無償制等によって保障されること、大学の教育プログラム(学位授与権)は定期的に国の認証(habilitation)<sup>アビリタシオン</sup>を受けなければならない教育内容について国の統制があること、多種多様な学位・免状が存在し長期・短期の様々な教育課程が存在すること<sup>2</sup>、研究においては国立科学研究センター(CNRS)<sup>セエヌエルエス</sup>等の研究推進機関の役割が重大であって大学の役割が比較的小さいこと、大学は法人格を有するものの認められた自治の範囲は広くなく、法人化前の日本の国立大学同様に、学内組織の教学系と管理系の二重構造が見られ、また、部局の独自性が強いこと、大学運営に関しては全構成員自治がとられているとともに意思決定過程において学外者の参加が制度化されていること、国の大学評価機関が比較的早くから整備されていることなどが挙げられよう。

1980年代以降、主要な高等教育改革として、大学進学裾野の拡大(職業バカロレアの創設等)、落伍者や卒業後の失業者の多いことに対応した大学教育の改善(職業専門化、単位制度導入、学習支援充実等)、博士課程教育の改革(博士学院(école doctorale)<sup>エコルドクトラル</sup>の整備等)、欧州高等教育圏に対応した教育制度(LMD)<sup>エルエムデ</sup>の導入、産業界との連携促進(1999年の技術革新法等)、予算配分方式の変更(契約政策の導入等)と自律性の拡大、評価制度の整備(大学評価委員会(CNE)の設置と機能拡大等)などが取り組まれた。特に2002年のLMDの導入は、フランスの高等教育を欧州高等教育圏に対応させるのみならず、国が定める教育プログラムの枠組(maquette)<sup>マケット</sup>廃止と大学教育に関する自律性の拡大、質的保証制度の整備、学習者を中心とした大学教育の実現、大学と大学外高等教育の接近等、高等教育の根本的な改革を伴うものであった。

その一方で、潰えた重要な改革の試みも少なくない。1986年のドバケ高等教育担当大臣による入学者選抜導入や大幅な学費(登録料)値上げ構想を始めとして、1993年の自律的大学組織編成を可能とする法案可決と憲法院での無効化、1994年のロラン報告書(Laurent et al., 199)に基づく地方分権等の諸改革案、1998年のアレグル国民教育大臣によるCNRSと大学の接近の試み、また、最近では2003年の高等教育機関自治法(大学改革法案)や2005年のフィヨン国民教育大臣によるバカロレア改革案などが例として挙げらる。これらの試みの適否は別にしても、解決されないで現在に至っている課題が数多いことの現れと受け止めることができよう。

## 2. 21世紀におけるフランス高等教育の重要課題

本節では、フランスの高等教育が抱える課題から、特に重要と思われる高等教育進学  
の機会均等、高等教育国際化と欧州高等教育圏への対応、自律性(autonomie)拡大の3点

を取り上げて<sup>3</sup>、課題の内容や大学・政府の取組等について記することとしたい。

### (1) 高等教育への進学についての機会均等と高等教育費

1946年のフランス国憲法前文<sup>4</sup>は、万人に対して進学機会の平等を保障するとともに、無償且つ宗教から独立した公教育の実施は国の責務であると定めている。この原則に従って、国は全国各地に大学を設置し、バカロレア取得者全てに大学の門戸を開放するとともに、低廉な登録料を除いて授業料無償を貫いてきた。こうした公役務としての高等教育の原則は、今日においても大学の設置運営の根本原則とされて広く国民の支持を受けているが、同時に多くの矛盾を内包し様々な課題を生み出す原因ともなっている。

課題の第一は、入学者選抜が行われないことによって、後期中等教育拡大に伴って大学入学者が大幅に増えたのみならず、大学教育に適応しない者が多く大学に入学するようになったことである。いわばフランスにおける「学力低下」問題であるが、1980年代に職業バカロレアが創設されることによってその傾向に拍車がかかった。例えば、大学における通常の最初の教育課程（LMD 導入以前）である大学一般教育課程（DEUG）に最終的に合格するのは、2003年時点で職業バカロレア保持者の15.4%にしか過ぎない<sup>5</sup>。大学で落伍者が多いことに関して国会や国民一般は大学教育が非効率であると重ねて非難しているが、多くの大学教員はこれを進路指導上の問題と受け止めており、両者間の意識の隔たりには非常に大きなものがある。前述ドバケ改革以来入学者選抜はタブーとされ、国民教育省は選抜には否定的な態度をとり続ける一方で、入学前の進路指導の重要性を強調してきた。2006年9月にグラール高等教育・研究担当大臣が公表した入学前の進路指導を目的とする事前登録制度<sup>6</sup>は、大学執行部側からは概ね好意的に迎えられたものの<sup>7</sup>、最大の学生団体であるフランス全国学生連合（UNEF）は選抜に繋がるものとして強くそれに反発しており<sup>8</sup>、事前指導の充実も容易ではないのが現状である。

大学の教育改善を目的として国民教育省は、1997年のバイル改革を始めとして、単位制、セメスター制、進路変更制度、個別指導、学生による授業評価といった様々な対策の実施を大学に促してきた。その取組は大学や部局等によって大きな差があり、優れた実践事例が見受けられる一方で、全体的には実効性が挙がっているとは言い難い<sup>9</sup>。このような状況を受けて、2002年のLMD導入に際しては、義務的に教育改善に大学が取り組むような方向で制度整備がなされた。新しい制度では、国民教育省による教育プログラム認証に際して、各プログラムの実施手順に教育改善のための取組が含まれているかが確認され、更に同省内に設けられた調査委員会での実施状況が評価される。同時に、自己点検評価を踏まえたCNEによる第三者評価も、教育改善に寄与することが期待されている。また、各大学は職業に直結した科目や企業内研修の充実を図るとともに、学生のキャリア計画（*projet professionnel*）策定への支援を行うこととされ、理工系を中心として当該支援の整備が

進められてきている<sup>10</sup>。

第二の課題は、高等教育進学機会についての実質的な平等の確保である。高等教育への進学機会が家庭の要因によって左右されることは世界共通に見られるが、フランスにおいても裕福な家庭の子供の方が貧しい家庭の子供と較べて高い進学の機会を有している。2004-2005年度現在、15歳以上の人口のうち7.6%を占めるに過ぎない自由業・管理職に従事する者を親に持つ学生が高等教育機関在学者全体の32.2%を占めるのに対して、単純労働者の場合はそれぞれ14.1%、10.5%であり（図2）、親の職業が進学機会に大きな影響を与えていることが見て取れる<sup>11</sup>。

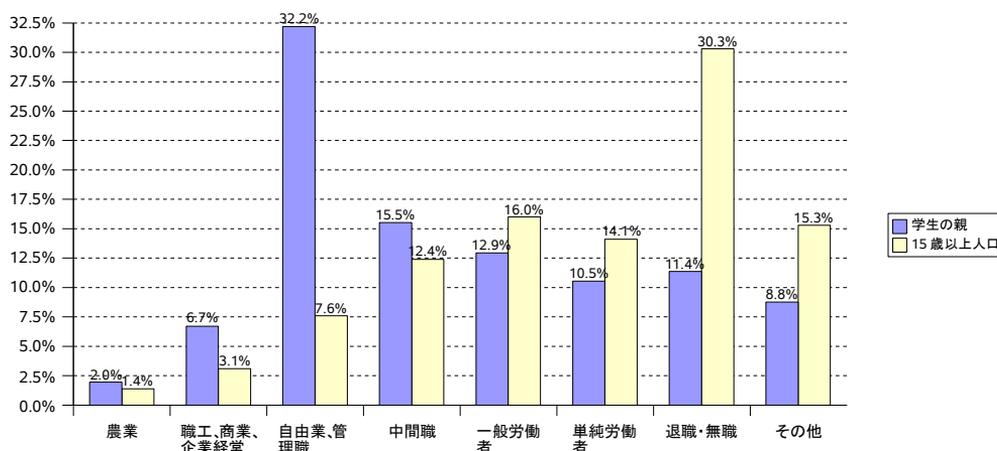


図 2. 親の職業による学生区分 (%) と 15 歳以上人口における職業区分 (%)

出典：国民教育省及び INSEE

この傾向は第二期、第三期と学歴が高くなる程強くなり、それぞれの段階の学生数に占める割合は、自由業・管理職、単純労働者を親に持つ学生の順に、第二期が 33.3%、10.2%、第三期が 36.6%、5.1%となっている。更に、その傾向は高等学院において一層顕著であり、自由業・管理職を親に持つ学生の割合は 6 割を超え<sup>12</sup>、上流階層（milieu supérieur）の子どもは大衆階層（milieu populaire）の子どもと比較して 20 倍高い進学<sup>グランド・ゼコル</sup>の確率を有すると言われる（Keslassy et al., 2006 : 13）。

こうした格差は機会平等の観点から度々政治問題化し、その対応策が重ねて議論されてきた。フランスは、米国流の積極的正措置（英語の "affirmative action" は仏語では "discrimination positive" と訳される）は排除しつつも<sup>13</sup>、不利な環境に置かれた高校生を対象とした支援方策を拡大してきた。2001年にパリ政治学院（シアンス＝ポ）が一部の教育優先地区（ZEP）<sup>14</sup>に位置する高校の生徒を対象とした特別選抜制度を設けたことは、最も注目を受けた事例である<sup>15</sup>。当該制度で入学した学生の成績は一般入学者と較べて遜色がなく、

また他の学生と同化 (*intégration sociale*) しているといった良好な結果をもたらしたと評価される半面 (Science-Po, 2005), 対象は限られており象徴的な行為にしか過ぎないといった批判も少なくない。しかしながら, こうした取組は全国的な広がりを見せており, 2005年1月17日, 国民教育大臣等政府関係3大臣と大学長会議, <sup>グランド・ゼコール</sup> 高等学院 会議, 技術学院長会議は「卓越した教育への進学への機会均等のための憲章」を締結し, 教育優先地区等に位置する高校の生徒を対象とする進学支援措置の拡大を図ることに合意した。また, 2006年1月, シラク大統領は <sup>グランド・ゼコール</sup> 高等学院 予備級進学者の三分之一を奨学生にするという目標を掲げ<sup>16</sup>, 2006年秋の新学期に向けて国民教育省によって大規模な <sup>グランド・ゼコール</sup> 高等学院 予備級進学キャンペーンが展開された。

実質的な平等の確保の問題は進学機会に限られず, 入学後の学習支援を含む教育改善, そして就職にまで行き着く問題である。2006年春の学生運動を起因とする初期雇用契約 (CPE) 撤回を受けて, シラク大統領は政府に対策を検討することを求めた。ド＝ビルパン首相は, 4月25日, リモージュ大学区長のエツェル (Patrick Hetzel) を議長とする大学＝雇用国民討論会議 (Commission du débat national Université-Emploi) を設置し, ①進路・情報・就職, ②LMD課程における教育の職業専門化, ③学習と企業研修開発の3点について, 大学関係者 (執行部, 教職員, 学生) や企業関係者等を交えて議論を行うこととした。10月24日, 最終報告書 (Hetzel et al., 2006) が首相及び関係大臣宛に提出され<sup>17</sup>, それを踏まえて年内には政府から具体策が提示される予定である。

公役務としての高等教育の第三の課題は, 無償制による大学財政の貧困と裕福層出身者を中心とする学生への必要以上とされる公財政支出である。大学財政については, 高等教育拡大期の大学2000年計画 (Plan Université 2000) (1990～1999年) といった整備計画はあったものの, <sup>アレゼール</sup> ARESER<sup>18</sup> (1997) が『危機にある大学への診断と緊急措置』において大半のフランスの大学をして「ポチョムキン大学」と揶揄していることに典型されるように, その貧困さが今日に至るまで解決されていない。政府は失敗した前述ドバケ改革以降も, 例えば前述ロラン報告書で提案されているように学生の負担による大学財政改善を検討してきた。同報告書は, 無償制を学生やその家庭への間接補助と捉え, 当該間接補助をほぼ全員が進学する裕福層出身の学生にも与えることによって, 真に経済的援助を必要としている学生への積極的支援が犠牲になっているとし (Ⅲ-1), 奨学金制度の充実と併せて大幅な登録料値上げを提言した。これが実現されなかったことは前述の通りであり, 近年の大学改革 (LMD導入等) では, 政府は学生の反発を恐れて登録料の大幅値上げや学費導入を強く否定している。しかしながら, 政府予算が増えない中での大学の財源不足は深刻であり, 大学執行部関係者からは度重ねて授業料徴収を求める声が聞かれる。また, 違法との非難を受けつつも多くの大学で特定のサービスへの対価として任意の料金を徴収するところが増えてきており, 学生団体の調査結果によれば, 例えばエクス＝マルセイユ

第三大学の一部の教育プログラムにおいてその額は 3,500 ユーロ（約 50 万円）に達している<sup>19</sup>。

学費無償制の問題は、単に大学運営資金や学生支援経費が不足するといった問題に止まらず、高等教育の経費を誰が負担するか、すなわち、社会の裕福層が重点的に負担するか、或いはどの世代が負担するか（親又は本人）といった問題とも関係する。フランスでは、家族手当（allocation familiale）が家庭の収入に関係なく子供の数に応じて支給されるように、公教育無償に関しても家庭の収入に関係なく適用されるべきという考えが幅広く支持され、学生に関しても経済的自立を可能にするような支援を求める要望も根強い。例えば UNEF は、近年大学生の経済状況が悪化<sup>20</sup>して半数近くの学生が働かざるを得ず、しかも働く学生の落第率がその他の学生に較べて 4 割以上高いことに鑑みて、全ての学生の経済的自立を可能にする「自立手当（allocation d'autonomie）」の創設を求めている<sup>21</sup>。2006 年の新学期、政府は奨学生である新入学生を対象として自宅外に住居を構えるに際しての自宅外新入生手当（allocation d'installation étudiante : ALINE）を新設し（MEN, 2006 : 10）, ある程度ではあるが学生支援拡大の要望に応じている<sup>22</sup>。

しかしながら、フランスは既に対 GDP 比で日本の倍の公的資金を高等教育に投入しており<sup>23</sup>, 財政状況が厳しい現在、政府負担が大幅に増えることは殆ど期待できないのが現状である。また、産官学連携や生涯学習活動等から得られる大学独自の収入や寄付金収入も限られている。その一方でイギリスやオーストリア、ドイツ（一部の州）といった国でも無償としていた大学の授業料を徴収し始めており、もはや欧州でも無償制は原則ではなくなりつつある。今後、学生支援経費も含めて大学の財源増加を図るのであれば、フランスにおいても社会全体における負担と利益の再分配について見直しをする中で、学生納付金についての再検討は不可避ではないだろうか<sup>24</sup>。

## (2) 高等教育国際化への対応<sup>25</sup>

社会・経済の世界化（mondialisation）が進む中で、フランスにおいても高等教育の国際化は避けて通れない課題である。国民教育省の 2005 年の活動報告書は、教育の国際的開放性、大学及びその他の高等教育機関の国際的評価、科学研究の競争力は、その大部分が若年者及び学生の移動、国家間並びに機関間の交流を発展させる能力に依存すると述べており、高等教育国際化の重要性が強く認識されている様子が窺える。

高等教育国際化の第一の課題としては、留学生の受入れを始めとする流動性拡大が挙げられよう。フランスの高等教育機関に在籍する留学生は、1980 年代末から長期的には減少傾向を示し始め、1990 年に 16.1 万人だったその数は 1998 年には 14.9 万人にまで低下した。その後展開された積極的受入れ政策もあって、2004 年に留学生数は 20.3 万人にまで上昇したものの、今日、全世界の留学生のうち同国への留学生は、米国（30%）、英国

(14%)，ドイツ(12%)，オーストラリア(10%)に次ぐ9%を占めるにしか過ぎない。留学生の出身地域は大きくアフリカ(主として仏語圏)に偏っており、それに次ぐアジアを入れると留学生全体の7割を占める。近年、この地域的不均衡は更に顕著になる傾向にある。また、留学生はパリ及びその周辺の高等教育機関に集中しており、大学に在籍する留学生のうち4割近くは同地方の大学に登録する者である。他方、国外へのフランス人学生による留学は、その機会が十分に提供されていないこと、語学教育等の準備教育が不十分であること、国家資格試験等が障害となること、留学先に偏りがあることなどが指摘されている(ARESER, 1997)。



図 3. 大学における外国人学生(留学生)数の推移

出典：国民教育省

教員(研究者)に関しては、国外においては全世界を対象として優秀な者を採用する傾向が強くなっている中、フランスの大学における教員採用制度が同国内で教育・訓練を受けた者を採用することを前提とし、独自の評価制度に基づいて行っていることに対して危惧の念が表されている。すなわち、フランス人教員やその候補者から優秀な者が国外に移動することがある一方で<sup>26</sup>、同時にフランスにおいても国外から優秀な者を採用することができなければ、フランスの大学における教員の質が低下することは避けられないからである。1998年のアタリ報告(Attali et al., 1998)は、国の卓越性は世界から優れた専門家を呼び寄せる能力に依存するとし、フランスの大学が優秀な外国人研究者を採用するような制度整備を促した。

学生・教員の流動性は、教育研究の向上だけでなく、経済や国際的影響力といった国益の観点からも重視されるようになってきている。前述アタリ報告は、「フランスは、そのエリートがこれまでより遙かに世界のことを知り、更に世界のエリートがこれまでより遙かに

フランスを知ることによってのみ、世界の有力国に止まることが可能である」と述べ、学生や教員、研究者の国際交流推進を促していた。また、2000年のリスボン戦略を受けて、2003年12月、フランスの競争力強化を目的として世界の優れた経営者、研究者、学生、文化人等をフランスに惹き付けるための戦略である「フランスの魅力（L'Attractivité de la France）」が政府によって策定され、国の競争力強化という文脈に高等教育国際交流が位置付くことが明確になっている。

国際交流に関して取り上げるべき第二の課題は、欧州高等教育圏への対応である。前述の通り2002年にLMD導入に関する制度整備がなされ、大学を始めとする教育機関は新しい教育制度へ順次移行してきている。欧州高等教育圏は、各国制度の多様性を前提としつつ共通の大枠を設定し、制度間の透明性・互換性を確保することによって流動性を促すことが最大の目的である。2002年に導入されたLMDは欧州高等教育圏に対応した学位構造を採用しており、新しい制度下の教育プログラムは全て欧州単位互換制度（ECTS）に基づくものとなった。しかしながら、エリート養成課程である高等学院 予備級（CPGE）はLMDに基づいておらず、大学でもLMD以外の教育プログラムが一部並存している<sup>27</sup>。また、学位取得に至る学修内容を示す学位附属書（supplément au diplôme）については、その形式等が未だ定められておらず、2006年3月現在、3大学で採用されたに止まっている。

相互に透明性のある評価の仕組みを構築することも欧州高等教育圏の重要な柱の一つである。フランスでは、国が事前に学位授与権認証（アビリタシオンhabilitation）を行い、CNEが事後的に機関評価を行ってきた<sup>28</sup>。この仕組みの基本はLMD導入後も変わっていないが、教育プログラムの枠組（マケットmaquette）が廃止される一方で、修士課程プログラム計画や博士学院の活動等を評価する科学技術教育調査室（MSTP）が国民教育省内に設けられ、専門的な観点から審査を行い同省に助言するといった体制整備が図られた。

こうした一連の事前・事後の評価制度は、フランス高等教育についての質的保証活動の一環であるが<sup>29</sup>、これらは同時にボローニャ・プロセスにおける質的保証の枠組に位置付くものである。同プロセスでは、2003年のベルリン大臣会合で質的保証制度を各国が整備するとともに、欧州共通の質的保証のための枠組を設けることが合意された。後者については、2005年に欧州高等教育質保証協会（ENQA）によって「欧州高等教育圏における質保証のための規準及び指針（Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area）」が策定され、同年のベルゲン大臣会合で採択された。欧州議会・評議会は、2006年2月15日、域内の全ての高等教育機関及び評価機関がこの規準・指針を適用するよう勧告しており（2006/143/CE）、フランス国内でもその適用が契約政策を通して大学に求められている（DES, 2006）。

他方、CNEはENQAの設立に参加し、かつ主要構成員でもある。機関評価に関し欧州

で最も長い経験を有する CNE は、ENQA の検討の場において欧州の質的保証の枠組形成に貢献する一方で、フランス国内での評価活動の見直しを進めてきた。2003 年秋、ENQA 規準・指針を先取りする形で、CNE は国民教育研究行政監査総局 (IGAENR) と共に大学評価のための「規準書 (Livre des références)」を策定し、既に同規準書は国内の評価活動に活用されている。

フランスにおける評価に関する課題の一つは、評価機関が多様であって、重複する機能が見られる一方で、調和の取れた評価が困難であるとされることである<sup>30</sup>。2006 年 4 月 18 日に採択された研究計画法は研究・高等教育評価庁 (Agence d'évaluation de la recherche et de l'enseignement supérieur) を設置し、CNE 及び MSTP に加えて研究活動についての評価を行う研究評価委員会 (CNER) の機能を引き継ぐこととした。研究・高等教育評価庁は政府に対して一定の自律性を有する独立行政機関として設置され、また、外国の専門家も評価委員に加えることとしている。評価機関の自律性及び国際性は ENQA 規準にも盛り込まれており、研究・高等教育評価庁に関する上記方針はそれに沿ったものとなっている<sup>31</sup>。

### (3) 自治・自律性 (autonomie) の拡大<sup>32</sup>

フランスの大学は、1968 年の高等教育基本法 (フォール法) で初めて法人格を有する自律的な機関と位置付けられた。大学自治は 1984 年の高等教育法 (サバリ法、現在は教育法典に収録) で更に強化され、今日に至っている。サバリ法第 20 条 (教育法典 L. 711-1 条) 第 1 項は、大学は「法人格と教育的・学術的・行政的・財政的自治を有する」と定め、更に、同第 4 項で、「それらは自律的である」と規定し、法令と契約の範囲内で教育・研究・資料に関する政策を決定すると規定している。

法令で認められた大学自治は広い範囲に及んでいたが、他方において、程度の差はあれども国の機関に共通して適用される諸規則による制約からは免れていなかったし、大学の自己財源は乏しく予算の大半は国に依存せざるを得なかった。また、予算執行や学位授与<sup>アビリタ</sup>権<sup>シオン</sup>認証、教員審査等を通した国民教育省による統制が無くなった訳ではなく、他方、多くの大学において、例えば、国に対する定員要求に優先順位が付されなかったり、学内予算配分が必ずしも拘束的ではない国の基準を踏襲して行われるなど、その運営は各大学の目標や戦略に基づく自律的運営には程遠い状態であった。

しかしながら、フォール法後も温存された中央集権的な体制は、学外・学内の双方における環境変化の中で揺さぶられ、今日、大学の自律性を拡大する方向で大きく動き始めている。学外では、国から地方等への権限委譲 (décentralisation)、中央から出先機関等への権限分散 (déconcentration)、事後評価を重視する国の予算配分方式の変更、地域経済への大学の組み込み、国際的な高等教育機関間の競争、欧州高等教育圏創設の動きなど、

大学を巡る環境が急速に変化し、大学に求められるサービスや置かれた環境が多様化する中で、全国統一的な規則を以て大学の活動を詳細に規定することが次第に困難になってきている。

学内においては、進学率上昇や生涯学習進展による学生の多様化、情報通信技術の発達等による教育手法の変化等によって、多様な大学教育の在り方が求められるようになった。また、大学が策定する計画に基づいて締結される契約（四年契約）による予算配分が次第に大きくなるに連れて、多くの大学で運営体制が充実し、長期的な戦略に基づいた大学運営が可能となることによって、大学自治の受け皿も近年漸く整備されるに至っている。

2001年3月にリルで開催された大学長会議（CPU）のシンポジウム「大学自治」を経て採択された基本方針書「大学自治と責任：新しい公役務に向けて」は、自律性は環境変化に大学が適応していくため不可欠の条件であるとして、その大幅な拡大を求めた（CPU, 2001：62-63）。具体的には、学則制定・改定等に必要とされる管理運営評議会の必要賛成者数の緩和、一期（5年）限りとされる学長の再選を可能とすること、学位授与権認証<sup>アビリタシオン</sup>手続の簡素化、職員種別等毎ではない包括的な教員外職員の配分、大学審議会（CNU）<sup>33</sup>の枠組を維持しつつも大学独自の教員採用と職務内容の規定を可能とすること等を提言し、更に、大学自治をより実効的にするため、大学間協力の拡大、上級管理職員の管理運営能力の開発（特に、財務、人事、安全、情報通信システムについて）、大学が提案し国が認証する基準に基づく評価の実施等を求めた。

フェリ国民教育大臣によって提出された前述2003年の高等教育機関自治法（後の大学改革法）案（フェリ法案）は、上に述べたような文脈の中で構想されたものである。同法案にはCPUの上記提案の内容が数多く含まれ、積み上げられていた多くの課題を一気に解決することを目指すものであったが、大学に関する地方分権（州移管）、学費（登録料）値上げ、執行部権限強化、教職員の非公務員化等に反対する学生・教職員の抗議活動の前に潰れている。学生・教職員の反対運動の理由には政府提案には含まれていないものが数多く見受けられるが（例えば地方分権や学費値上げ）、政府が反対者の不信感を払拭できなかった結果と考えられる。

フェリ法案は廃案となったものの、大学自治は着実に拡大する方向に進んでいる。例えば、教育プログラムの設置に関しては、国の事前審査は残るものの、LMD導入に伴って学位授与権認証<sup>アビリタシオン</sup>の枠組<sup>マケット</sup>（maquette）が廃止され、大学が自由にプログラムを構想することが可能になった。予算に関しては、契約政策導入に伴って大学の政策に基づいて予算を獲得・執行する余地が拡大していたが、2006年から施行された予算組織法（LOLF）は予算費目間の流用を大幅に認めている。その一方で、大半の教職員の身分は公務員のままで人件費は直接国から支給され、また、学長や評議会等の基本的な組織構造や権限は法令で詳しく規定されるなど、人事や組織に関する政府統制は依然として大きい。今後、高等教育

や研究に関する競争が世界的に進み、また、欧州規模での大学間協力や地域との連携が進むに連れて、そうした統制はフランスの大学の活動の制約となる可能性が高く、最終的には、国内要因ではなく、欧州高等教育圏が自律性拡大を決定的に促すものと見込まれている（Thiaw-Po-Une, 2006）。

自律性拡大に伴って生じる重要課題の一つは、1968年のフォール法以来採用されている全ての構成員が大学の管理運営に参加するという全構成員自治の取扱いである。議決機関である管理運営評議会等の合議機関には内部構成員に加えて外部者も参加するが、概ね教員が多数を占める。学長は学内の教員から合議機関の委員の投票で選出されることとされており、現在の管理運営制度は教員自治の色合いが強い制度である。しかしながら、当該制度はフォール法から実質的に発展しておらず、現在の大学には対応していないと言われ<sup>34</sup>、大学が実質的に自律性を高めるための執行体制整備が不可欠である。学長の任期長期化を可能とする制度改正は課題であるが、米国流の教学系管理職員（academic administrator）を育成することは日本同様困難と思われ、現職幹部職員の研修と併せて、長期的には教員外職員の経営能力の育成が課題とされている。国民教育省は、キャリアを重視した人事制度を普及させるとともに、附属の国民教育高等学院（ESEN）を中心として上級職員の養成活動に取り組んでいる。また、大学長会議（CPU）も、同省の支援を受けて、関連機関の大学・高等教育機関相互支援機構（AMUE）で優良実践の普及活動等に取り組んでいる。他方、大学内で改革を進めていくためには大学構成員の理解と参加が不可欠であることから、教職員だけでなく、現在は低く止まっている大学運営活動への学生の参加を促し、現制度を活用しながら可能な限り多くの者の参加を得て改革を進めることが期待されている。

また、財政的自律性を高めることも重要である。米国の例を含めても産学連携や生涯学習等の社会連携活動で大学が飛躍的に収入を増やすことは一般的に困難であり、また、寄付に関する税制優遇措置や寄付の習慣に乏しいフランスにおいては寄付収入も殆ど期待できない<sup>35</sup>。したがって、自主財源を増やすために残された唯一且つ抜本的改善方策は、授業料の徴収のみである。授業料徴収については、既に公役務としての高等教育にかかる記述でも検討の余地があることを述べたが、自律性拡大の観点からも避け難い問題である。既に、大学外の高等教育機関であるパリ政治学院（シアンス＝ポ）では、2004年から新しい学費制度を適用し授業料収入に依存する度合いを高めている。

他方、自律性拡大と同時に評価制度の整備は不可欠である。フランスでは、1984年のサバリ法において、大学自治と評価は一体であるとし、自治を保障する制度として機関評価を主として行う大学評価委員会（CNE）が設けられた（石村, 2005：190）。この種の機関としては欧州で初めてのものである。設立後20年以上経過したCNEの実績についての評価は分かれており、報告書を積み重ねるだけで効果は薄かったと見る向きも少なくない。

また、CNEも含めて複数の評価機関が重層的に存在してきた結果、現場における取組が受け身的にならざるを得なかったとも指摘される。しかしながら、前述の通りボローニャ・プロセスにおいて評価が質的保証の中核に位置付くことになり、CNEはフランスの高等教育の質的保証制度において重要な地位を占めることとなった。また、2006年から施行された予算組織法（LOLF）に基づく予算制度は大幅な自律性を予算執行者に認める代わりに、目標の達成度についての詳細な指標に基づく事後的評価を求めており、そこにおいてもCNEは重要な役割を果たすこととされている。日本同様にアングロ＝サクソン諸国と較べて評価文化が根付いていないとされてきた同国であるが、大学の活動に関する評価の充実が国際的にも国内的にも不可避の要請となっている。

### 3. 21世紀におけるフランス高等教育の展望

フランスは、1989年の教育基本法（ジョスパン法）第3条で、バカロレア保持者を世代の8割にすることを目標に掲げた。当該目標は現在でも達成されていないものの、2005年の学校の未来のための教育基本・計画法（フィヨン法）にも引き継がれ、これに加えて世代の5割を高等教育学位保持者とするのが目標に加えられた<sup>36</sup>。すなわち高等教育の大衆化（ユニバーサル化）は、具体的な数値を以て国家的目標として位置付けられ、努力義務が政府に課せられたのである。

大衆化が必然的に大学教育に質的変化をもたらすことはM.トロウの理論を持ち出すまでもなく自明のことであり、今日、フランスの高等教育においては、入学者選抜のない大学を中心として大量の落伍者を出し続け、また、学位を取得しても就職が保証されるには程遠い状態にある。また、グランド・ゼコル高等学院を中心として高等教育機関入学者の出身階層に偏りが見られ、高等教育が社会階層の固定化に寄与し社会の活性化を阻害しているとの批判が絶えない<sup>37</sup>。これらの課題に対しては、実質的な機会均等を確保するという観点から様々な対策が取り組まれていることを見た。

大衆化が必然であることと同時に、国際化や世界的競争の観点からは高等教育の質的保証や卓越性の確保が不可欠である。上海交通大学の世界大学ランキングにおいて、その評価法が不適切であることは意識されつつも、フランスの大学ではパリ第四大学の第46位（2005年）が最上位であったことは国会でも危惧の念が表明された（Cerisier-ben Guiga et Blanc, 2005：7）。大学が卓越性を有するには、適度の大学間競争や資源集中は避けられない。これまで、フランスは大学よりも大学外の高等教育機関へ資源を重点的に配分してきたが<sup>38</sup>、これらの機関の規模は小さく、同国が国際的な競争に勝ち抜くためには大学の教育研究の質向上や国際的に卓越した大学の存在は不可欠であると受け止められている。他方、大学が国際的協力や地域連携を深めていくことも現代的要請であるが、これらも大

学間の競争や各大学の個性化を促す要因であって、憲法が要請する平等原則とは相容れない側面があることは否定できない。

したがって、今日のフランスの高等教育は、機会平等に配慮しながら大衆化を推し進め、それと同時に質的保証を図りつつ個性化を推進し、他方で競争の下で卓越性を追求するという矛盾する要請に応じるため、非常に難しい舵取りを迫られていると言えよう。現在推進されている政策の柱の一つは、大学の自律性を拡大し、各大学の創意工夫や戦略の下でのそれぞれの活動の優先付けを行い、また、大学間の連携による運営の効率化を促す一方で、事後的な評価制度を整備し、同時に各種の支援方策を充実することである。自律性拡大は、2003年のフェリ法案が廃案になったことに見られるように道半ばであるが、フランスの大学は他の欧州諸国国の大学と比較しても自律性に乏しく<sup>39</sup>、先に述べた理由からその拡大は急務である。機会均等にも十分に配慮しながら適度な競争を行い、ある程度の資源集中化を図って卓越性を確保することは不可能ではないだろう。2006年から施行された予算組織法（LOLF）は、事後的評価に基づく予算配分を徹底するとしており、資源集中化の有効な手段となり得るものである。

半面、学費無償制や国家学位の維持を求める要請も公役務としての高等教育の観点からは簡単には拒否できず、矛盾を内包する上記諸要請を達成するには、高等教育の財源を拡大しながら全体的な底上げを図る以外の解決方策は見出し難い。しかしながら、日本同様に政府財政が緊縮し、将来に渡って大幅な景気回復も見込まれない現在、高等教育を担当する国民教育省の予算が増えることは予想されない。また、前述の通り、産学官連携や寄付からも大きな収入増加は期待できない。したがって、高等教育の財源拡大には学費徴収は残されたほぼ唯一の抜本的解決手段である。とは言え、学費無償制改革はこれまで幾度となく試みられ、その都度失敗しているものであって、制度改革は困難を極めることは明らかである。

他方、高等教育の財源の確保は、教育予算内で配分を変更することによってもある程度は可能である。フランスは、小国を除く先進国で唯一大学生一人当たりの支出が高校生一人当たりの支出を下回る国で、その不均衡を是正する必要性が指摘されている（Boisivon, 2004）。フェリ元国民教育大臣（2002年5月7日～2004年3月31日在任）は、初等中等教育に偏っている国民教育省予算の重点を高等教育に移す必要性を指摘しており、在任当時からそうした方向への梶を切ったと述べている<sup>40</sup>。経済の発展段階に応じて初等中等教育よりも高等教育の重要性が高まるとされ（Aghion et Cohen, 2004）、こうした予算の重点の移動は先進国であるフランスでは避け難いものである。しかしながら、初等中等教育自体も数多くの問題を抱えて予算削減は難しく、更に教員組合が強いことから初等中等教育予算を高等教育に廻すことは政治的にもとりにくい手段である。

今日、高等教育資源拡大への見通しがすぐに立つ状況にある訳ではない。公役務に関す

る幅広い国民的議論が不可欠であることを上に述べたが、そこに至るまでには、費用負担についての議論を尽くしながら予算拡大の必要性を訴えていく一方で、実質的な機会均等の確保と併せて、高等教育の質の維持・向上を図り国民の信頼を獲得していく以外に道は無いであろう。質に関する議論においては大学教育が特に重要であり、大学の自律性が拡大していく中で教育の質を保証していくための制度整備が不可欠である。そして、国による統制ではなく、質的保証制度が将来の大学制度の中核を占めるものとなろう。

フランスの大学制度は、伝統的に国民教育省（*tutelle*）と学問領域毎に構成される教授団（*corporation*）によって共同管理（*cogestion*）されてきた。しかし、フォル法、サバリ法、そして近年の契約政策によって当該共同管理体制は弱体化し、大学の自己管理能力が向上してきたと言われる（Musselin, 2001：14-15）。そして、最近導入されたLMDとLOLFはそれを更に推し進めるであろう。C.ミュスラン（2001）は、国、大学、教授団が協働し、相互に依存する形の「大学制度構造（*configuration universitaire*）」を構築していくことが今後の高等教育制度上の重要課題であると著書で結論付けるが、質的保証制度はその中核となるものと思われる。もちろん、当該大学制度構造には、他の高等教育機関、学生を始めとする利用者、学外の利害関係者も参画しなければならない。これらの関係者全ての参加を得て、21世紀社会に対応した新しい形の高等教育制度が展開していくことが期待される。

#### 【注】

- 1 本稿は参考文献一覧・脚注に示された資料のほか、筆者のこれまでの著述に拠った。後者については、数が多いため出典を省略した。
- 2 この点は欧州高等教育圏へ対応したLMD（後述）によって単純化が図られた。
- 3 2006年の国会下院委員会報告書（CFEGP, 2006：13）は、過去20年間で大学は、大衆化（規模の拡大）、契約政策の導入（自治の拡大）、LMD導入（国際化への対応）の三つの大きな変革を経験したと記しているが、そこにある問題意識は本稿と概ね共通する。
- 4 現在の憲法は1958年に制定されたものであるが、その前文において1946年憲法前文が現行憲法においても効力を有する旨記している。
- 5 2006年7月18日付ル・モンド紙。
- 6 バカロレア合否発表後の大学正式登録前に、入学希望者が高等学校の成績簿を希望する大学に提出して事前登録を行う制度。大学は希望者の成績を基に大学教育受講の適否を審査し、学力等が不十分と判断する場合は当該希望者に面接を行いその旨を伝える。その場合でも希望大学への登録は妨げられないが、事前審査を受けない学生については大

- 学は登録を拒否できる（2006年9月21日付ル・モンド紙）。
- 7 2006年9月28日付ル・モンド紙。但し、入学者選抜を行う技術短期大学部（IUT）長会議の当該提案に対する反対意見（2006年10月発行LORS第11号）に見られるように、大学内には批判的な者が少なくない。
  - 8 2006年9月21日付コミュニケ。
  - 9 例えば、1998年の職業バカロレア保持者の最終DEUG合格率は18.5%であったが、改革実施後の2003年の数値（前掲）はそれを下回っている。
  - 10 2006年9月28日付ル・モンド紙。
  - 11 親の職業による学生区分と15歳以上人口における職業区分の両比率の比較は、後者が学生の親の世代と一致しないことから、対応する世代における比較ではない。職業区分毎の進学機会の高低を知る参考として受け取られたい。
  - 12 高等学院会議（CGE）の資料（*Origine sociale des élèves : ce qu'il en est exactement du 15 juin 2005*）による。
  - 13 例えば、ド＝ロビアン国民教育大臣は、2005年10月21日の記者会見で機会均等について述べる中で、受入れ割り当てを決めるといった積極的是正措置ではなく、卓越性を損なわないよう原則に忠実に「公正な政策（politique d'équité）」を遂行する旨表明している。
  - 14 zone d'éducation prioritaire。貧困家庭が多いなどの理由から教育が困難であると指定された地域。そこに位置する学校には教員加配等の措置がとられる。
  - 15 本制度の詳細については園山（2004）参照。
  - 16 Allocution de M. Jacques Chirac, Président de la République, à l'occasion des vœux à la presse, le 4 janvier 2006。ちなみに現在の奨学生比率は18.7%である（2006年5月17日付ル・モンド紙）。
  - 17 報告書は、①学業不振による退学等への対策、②進学案内及び進路指導の再検討、③職業専門化の推進、④大学と労働界の持続的な接近、⑤経済発展のための大学と雇用者の連携、⑥大学制度の全般的な発展の6点について提言を行った。
  - 18 高等教育と研究の現在を考える会。P. ブルデュール及びC. シャルルが中心となって1992年に創設した主として社会科学系の大学教員によるネットワーク組織。
  - 19 2006年7月18日付ル・モンド紙。但し、当該料金は奨学生には適用されない。
  - 20 UNEFによれば、学生の義務的経費（登録料、保険料、学生食堂経費、宿舎費）が過去5年間で23%上昇したのに対して、奨学金（宿舎手当を含む）は10%しか増額されていない（2006年9月29日付ル・モンド紙）。
  - 21 2006年9月28日付ラ・リベラシオン紙。但し、学生の労働実態は多様であって、その多くは長期休暇中の労働であり、国立統計経済研究所（INSEE）は継続的に労働に従事している学生は11%程度と見積もっている（Wauquiez, 2006 : 79）。

- 22 但し、ALINEの対象となるのは80,000人に過ぎず（全学生の3.5%）、また少額（300ユーロ）であり、翌年に控えた大統領選挙を意識した政策という色彩が強い。
- 23 高等教育費に占める公的負担は、現在、対GDP費で日本が0.5%に対してフランスは1.0%である（OECD *Education at a Glance 2005*）。
- 24 別の論点として大学と他の高等教育機関間の不均衡が問題とされることもある（後述）。
- 25 本項の記述は、主に文部科学省先導的の大学改革推進委託研究成果中間報告書『各国における外国人学生の確保や外国の教育研究機関との連携体制の構築のための取組に関する研究（フランス班）』（2006年、広島大学高等教育研究開発センター）に基づいた。
- 26 例えば、2004年3月10日付ル・モンド紙の「ロドルフ・フィッシュメステル：頭脳流出…一時的」と題する記事で、多くの学位取得者が米国の大学に流出していることを指摘している。
- 27 欧州高等教育圏構想においても、当初第一学位は3年の学修を原則としていたものが、2年の短期教育プログラムを容認するなど、各国の多様性を認める方向に転じている様子が窺える。
- 28 これら以外に、行政面で国民教育研究行政監査総局（IGAENR）が、会計面で会計監査院が評価を行っている。
- 29 但し、学位授与権<sup>アビリタシオン</sup>認証は高等教育の公益性と結び付いており、教育の質的保証だけでなく、国の高等教育政策全般を統制する目的を有している（Compagnon, 2003）。
- 30 研究計画法案に関する上院2005-2006年度報告書第121号35頁。
- 31 この意味における自律性・国際性を与えられる評価機関は研究・高等教育評価庁が初めてではなく、既にCNEが当該性格を有している。
- 32 日本語の「自治」、「自律性」はいずれも"autonomie"の訳語である。なお、フランスで言うところの大学の自治・自律性拡大は、日本では政府による規制緩和として捉えられている。
- 33 Conseil national des Universités。国民教育大臣の諮問機関で、全大学の研究教員の採用や昇進についての答申を行う。下部組織として研究領域毎に部会が置かれ、主に研究業績によってその委員が選ばれる。研究教員の採用や昇進に大きな影響を有する組織である。
- 34 例えば、CPU第一副議長のY.バレは「1968年のフォール法、1984年のサバリ法以来、大学の運営法は発展していない。…管理運営評議会で決められた戦略は各学問領域や各組合を代表する圧力団体の決定の総体でしかないことがしばしばである。評議会は社会に対して開き、半数は企業代表者を始めとする学外者にしなければならない」と述べる（2006年9月30日付ル・モンド紙）。
- 35 Buhler, Light et Charhon（2003）参照。
- 36 当初これらの目標は法律本体に含まれていたが、法案採択時には附属書（rapport an-

nexé)に移され、更に、当該附属書は2005年4月21日の憲法院決定(Décision n° 2005-512 DC)によって法律との一体性が否定された。しかし、政府は当該附属書を放棄しておらず、両目標とも引き続き政策目標として維持されている。

37 例えば、Abélard (2003)は、社会階層に基づく進学格差等について詳細に記述している。ちなみに、Abélardは、現在進められている一連の大学改革が市場経済に基づくものであって公役務である高等教育の解体に繋がるなどとして、政府が推進する改革に批判的な大学人等の集りである。

38 大学生一人当たり経費が6,800ユーロであるのに対して、高等学院予備級の学生一人当たりの経費は13,000~24,000ユーロである。ちなみに、OECD平均の大学生一人当たりの経費は9,000ユーロである(2006年9月29日付ル・モンド紙)。

39 C. ミュスランが、前述CPUシンポジウムにおいてフランスの大学が自律性に欠く点について具体的に述べている(CPU, 2001: 33-34)。

40 2006年5月31日付L'Expansion紙"Luc Ferry: Les jeunes m'effarent par leur conservatisme"。

【参考文献】※筆者の論考を除く

石村雅雄(2005)「フランスの大学」有本章・山野井敦徳・羽田貴史編『高等教育概論』ミネルヴァ、184-193頁。

園山大祐(2004)「フランス高等教育におけるアフーマティブ・アクションの導入ーパリ政治学院の「多様性の中にみる優秀性」に関する一考察」日仏教育学会年報第10号、100-111頁。

Abélard (2003) *Universitas calamitatum: le livre noir des réformes universitaires*. Édition du Croquant, Bellecombe-en-Bauges.

Aghion P. et Cohen É. (2004) *Éducation et croissance*. La Documentation française, Paris.

ARESER (1997) *Quelques diagnostics et remèdes urgents pour une université en péril*. Raisons d'Agir Éditions, Paris.(アレゼール日本編(2003)『大学界改造要綱』藤原出版に全訳が収録)

Attali J. et al. (1998) *Pour un modèle européen d'enseignement supérieur*. MEN, Paris.

Boisvion J.-P. (2004) Y a-t-il une alternative au modèle américain? *Sociétal*. No44 - 2e trimestre .

Buhler P., Light P.C. et Charhon F. (2003) *L'économie du don et la philanthropie aux États-Unis et en France: Analyse comparée*. Ifri, Paris.

Cerisier-ben Guiga M. et Blanc J. (2005) *Rapport d'information fait au nom de la Com-*

- mission des affaires étrangère, de la défense et des forces armée sur l'accueil des étudiants étrangers en France.* Sénat, Paris.
- CFEGP = Commission des finances, de l'économie générale et du plan (2006) *Rapport d'information en conclusion des travaux de la Mission d'évaluation et de contrôle (MEC) sur la gouvernance des universités dans le contexte de la LOLF.* Assemblée nationale, Paris.
- Compagnon A. (2003) *Principes pour l'évaluation des universités.* QSF, [www.qsf.fr](http://www.qsf.fr).
- CPU = Conférence des Présidents d'Université (2001) *Autonomie des universités.* Actes du colloque annuel à Lille 22-23 mars 2001, Auteur, Paris.
- DES = Direction générale de l'Enseignement supérieur (2006) *Politique contractuelle dans l'enseignement supérieur et la Recherche - Vague B 2008-2011 Mode d'emploi: Volume 1 Orientations stratégiques.* MEN, Paris.
- Hetzel P. et al. (2006) *De l'université à l'emploi.* Commission du débat national Université-Emploi, Paris.
- Keslassy E. et al. (2006) *Ouvrir les grandes écoles à la diversité.* Institut Montaigne, Paris.
- Laurent D. et al. (1994) *Universités, relever les défis du nombre.* Groupe de réflexion sur l'avenir de l'enseignement supérieur (MEN), Paris.
- MEN = Ministère de l'Éducation nationale, de l'Enseignement supérieur et de la Recherche (2006) *Rentrée universitaire 2006 : conférence de presse / 27 septembre 2006.* Auteur, Paris.
- Musselin C. (2001) *La longue marche des universités françaises.* PUF, Paris.
- Science-Po (2005) *Conventions éducation prioritaire (CEP) - Cinq années d'une action pionnière.* Auteur, Paris.
- Thiaw-Po-Une L. (2006) Universités publiques ou universités d'État? *Le Mensuel de l'Université No.9 septembre.* [www.mensuelnet.net](http://www.mensuelnet.net).
- Wauquiez L. (2006) *Les aides aux étudiants - Les conditions de vie étudiantes : comment relancer l'ascenseur social?* Ministère de l'Éducation nationale, Paris.